

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 8 日現在

機関番号：33917

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25380092

研究課題名(和文) 刑事訴訟における証拠の関連性に関する手続構造の基礎的研究

研究課題名(英文) Basic Study for the Structure of Procedure about the Relevancy of Evidence in Criminal Procedure

研究代表者

岡田 悦典 (OKADA, Yoshinori)

南山大学・法学部・教授

研究者番号：60301074

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,000,000円

研究成果の概要(和文)：公判前整理手続は比重がかかる運用となり、争点形成につき裁判所関与型に移行している。あるべき方向性としては、当事者主義を尊重し、公判前整理手続を手続的に規制することである。具体的には、証拠の関連性の概念を発展させ、それに応じた手続審理方法を模索することである。そして裁判官が時間をかけて裁判員とは別に審理する手続構造が望ましい。争点形成についても裁判所の関与は望ましくないが、弁護権保障の観点から、後見的な裁判所の役割も検証する必要がある。証拠請求制限の法理についても、過度に証拠請求制限を行うことは公判前整理手続の機能を損なうことになる。むしろ、弁護権保障の観点から法を解釈すべきである。

研究成果の概要(英文)：Pre-trial Conference in Japanese criminal procedure is put into practice more heavily, and in the present circumstances, court is more concerned in the issues between defense and prosecution. To consider the better aim, it is important to respect the adversary system and regulate the pretrial procedure from the perspective of due process. Specifically, it is important to develop the relevancy of evidence, and discuss the model of pretrial hearing. That hearing that only professional judge takes the time and hear in separately, is desirable. While the parties form the issue of trial, it is not desirable that court is concerned in it, but the court should take the active role to protect the right to effective counsel. The law of restricting the claim of evidence strictly harms the original function of pre-trial conference. It is to be desired that the law should be explained from the perspective of right to effective counsel.

研究分野：刑事訴訟法

キーワード：刑事訴訟法 裁判員制度 公判前整理手続 証拠の関連性 争点整理 準備手続 適正手続 弁護権

1. 研究開始当初の背景

日本の刑事訴訟制度においては、裁判員制度の導入に伴い、集中した審理を実現することを目的として、公判前整理手続が導入された。公判前整理手続には、集中的な審理に資する役割を果たしていることが認められるが、その手続の本質や手続のあり方に関する本格的な検証は、これからであると考えられる。

研究代表者は、これまで弁護士依頼権の研究、公的弁護制度の研究を踏まえ、さらに訴訟構造の中心となる公判前整理手続の課題に取り組み、日・英・米の三カ国による比較研究という手法をとって、わが国の立法沿革史における歴史的なつながりを明らかにした、「刑事訴訟における準備手続の役割と構造 - 公判前整理手続に関する日英米の比較研究 - 」という研究を、論文として明らかにしてきた(南山法学 30 巻 3=4 業, 31 巻 1=2 業, 31 巻 3 号 [2007 年])。ここでは、イングランド・ウェールズにおける答弁指示聴聞 (Plea and Direction Hearings) と、アメリカにおける公判前会議 (Pre-Trial Conference) を分析して、あるべき準備手続の構造と役割について解釈論を行った。具体的には被告人の出席の重要性、公開の必要性、準備手続における供述の証拠化の否定等が挙げられるが、準備手続の性格として、当事者主義を尊重すべきことからこれを抑制的に利用すべきこと、被告人等の当事者の意思を重視することなど、運用面における提言を行っているほか、司法取引の利用の禁止、証拠開示の拡充の必要性など、今後の刑事訴訟のあり方にもつながる提言を行った。また、その構造ゆえに、準備手続を主宰する裁判官と公判裁判官を別々にすべきことなどの立法論も展開した。近年、公判前整理手続においてすべて証拠などが整えられて、公判段階ではそれを実践するだけであり、公判が儀式化するのではないかといった批判が、公判前整理手続の運用について出ているだけに、本論文では、その点に対する示唆を得られたものと考えている。

この研究では、アメリカにおいては準備手続がほとんど利用されなくなったこと、あるいはイギリスのように比重がそれほど重くなく運用しているということが明らかにされた。そうであるとすると、公判中心の裁判を、当事者主義の英米諸国が具体的にどのように実現しているのか、そのことが日本の刑事手続のあり方を議論するとき、いかなる示唆となり得るのかという疑問に応え、その具体像を明らかにすることが求められる。本論文は、日本と英米における準備手続像のギャップを明らかにすること、日本の公判前整理手続は、日本に特有の制度であることを明らかにしたことに大きな意義がある。しかし、上記の点についての言及は、未だ十分ではなく、今後の研究が待たれるところである。特に、同論文は、準備手続が当事者の満足のい

くものとして構成され、抑制的に運用すべき性格であることを主張する。そうだとすれば、公判中心主義をどのように充実化させていくのかという具体的な課題に対する検討が、不可欠である。そこで、一つ注目するのが、証拠の関連性について、公判前に事前に審理する手続についての研究である。

2. 研究の目的

わが国の新しい時代における刑事訴訟を検証するうえでは、証拠の関連性に関する議論が必要であると、一般的に言われてきた。しかし、現実には、証拠の必要性という観点から、公判前整理手続において、いわゆる「整理」が行われている。ただし、この必要性については、十分なルールがあるわけではなく、あくまでも、裁判官の裁量的判断に委ねられるというのが、その本質であると考えられる。実際には、そのような運用で十分に機能する場面も多いものとも考えられるが、当事者にとっては、納得の行かない場面も、また想定できるものである。何より、手続的ルールが、このような運用では、十分に確立されないというのが、本研究の問題意識としてある。むしろ、関連性の議論を展開することによって、手続化を果たすことが、将来的な展望を見据える上で、重要であり、求められているものと思われる。

一方、アメリカの法学者であるダマスカ教授の、集中的な裁判に関する英米法と大陸法との比較法分析によれば、集中的な裁判を実現している英米法では、大きく次の2点の特徴として掲げている。すなわち、(1)新たな証拠の取調べを上訴審の段階で厳格に規制していること、(2)新鮮な証拠を取り上げていくことを基本としていること、である(Mirajan R. Damaska, Evidence Law Adrift, Yale University Press, 1997, pp58-73)。特に(2)の部分については、伝聞法則や最良証拠の原則などが考えられる。しかし、(1)については、わが国においては、刑事訴訟法 316 条の 32 の証拠調べ請求の制限に関する規定と関わりがあり、公判前整理手続より後の証拠請求につき、「やむを得ない事由」であった場合には、証拠と取り調べることができることになるものの、その運用については、十分に固まったルールがあるわけではない。また、控訴審のあり方についても、事後審化を進める傾向があるが、どの程度、争点を絞り、集中的な審理を実現するのが適切なのか、その審査のためのルールが、明らかにされているわけでは必ずしもなく、その運用についても、甲論乙駁の状況にあると言ってよい。

公判前整理手続の比較法研究を行っている過程で、アメリカで、公判前審理について多用されている手続は、公判前審理 (Pre-Trial Conference) ではなく、むしろ、証拠に関する公判前の聴聞 (hearing) である。研究代表者が以前に調査したところでは、日本のような公判前整理手続を研究すべく

訪れたところ、証拠に関する聴聞を傍聴させてもらう機会もあった。その過程では、準備手続としては、アメリカではこのような聴聞をイメージすることが多いと感じられた。この聴聞の代表格が、Motions in Limine と呼ばれるものであり、証拠の関連性の本質を研究するとともに、その関連性を争う公判前の聴聞手続、特に Motions in Limine の役割と構造を研究すること、また、それに伴う、上訴審の救済のルールを研究することが、以上のような問題状況を考える上で、貴重な示唆を得られるものと考えたのである。

このように、公判前整理手続が導入されたが、公判前整理手続の運用の在り方はなお流動的である。これまで行ってきた比較法に基づく研究では、英米の諸外国における準備手続は、どちらかという抑制的に運用されていることが、明らかにされてきた。そして、むしろ、証拠の関連性に関する審理こそ、かなりの程度時間をかけて十分に行っているのではないかと、ということが明らかにされてきた。一方、わが国では、証拠の関連性に関する議論は、近年盛んになってきたところであり、今後より一層の研究が求められている。そこで、本研究は、当事者主義を採用する英米法、特にアメリカ法を基本にして、そこで運用されている証拠の関連性を審理する手続を検証するとともに、証拠の関連性に関する議論を敷衍しつつ、公判前整理手続の在り方について検証することを目的とする。そして、上訴審において、このような手続を前提としたレビューのあり方に関する法理を検証することを目的とする。そして、これらの比較法研究を基礎として、わが国の公判前整理手続の在り方についての議論、現状、最高裁などの判例を整理・分析し、その問題点についての考察を行うことを目的とした。

3. 研究の方法

研究方法としては、公判前整理手続に関するわが国の議論、判例、現状とともに、比較法研究として、主にアメリカ法を検証しつつ、あるべき方策、法解釈について検討を加えるという方法を用いた。

(1) まず、わが国における公判前整理手続の運用と議論について取りまとめることとした。すでに述べてきた通り、研究代表者は、比較法的分析から、刑事訴訟における準備手続の役割と構造についての性格付けを行ってきた。この研究を通じて、十分ではなかったところを補うこととする。すなわち具体的には、準備手続の導入を検証し始めたわが国におけるこれまでの歴史を踏まえて、現状の公判前整理手続の運用について、公刊されている統計などから、総合的な現状を評価することとする。合わせて、公判前整理手続の運用について、いくつかの文献が法律実務の現場から出されている。これら文献を分析するとともに、学界において議論されている点を、諸論文を収集して、まとめる作業を行う。

そして、より証拠の関連性の議論に、焦点を当てることとする。第一に、わが国における刑事証拠法における関連性に関する議論を、今一度辿りながら、その特徴を明らかにすることを第一の課題とする。そして、第二に、わが国の公判前整理手続の段階で、争点の絞り込みに関する近年の議論を整理することとともに、証拠の「必要性」に関するこれまでの議論を敷衍することとする。これらの議論については、これまで十分にわが国で行われてこなかったが、現場の運用という立場から、裁判官らによる論文が、近年いくつか公刊されているので、その論文分析から、まずは行うことを基本とする。合わせて、実態を調査することを第二の課題とする。これらの検討を踏まえつつ、アメリカ法における関連性 (Relevance) についての、総括的な分析を行うことを次の課題とする。また、その過程で、目撃証言の関連性に関する議論を敷衍し、特に、証拠の信頼性 (Reliability) が関連性に及ぼす問題について、分析を行うこととする。さらに、証拠の関連性を評価するいくつかの要素が、アメリカ法では発展してきており、その総括的な分析を、アメリカ法の文献を利用して、明らかにする。

(2) 次に、Motions in Limine に光を充てることとする。Motions in Limine に関するアメリカ法の文献をまとめるとともに、それに関わる、アメリカ法における近時の判例法を分析することとする。その過程では、まず、Motions in Limine が、近年、アメリカで多用されるようになってきた理由と、どのようなルールで、Motions in Limine が開催されるのか、その判例法を分析することなどを行う。その他、Motions in Limine に関する研究については、公判段階における同様の機能について、研究を展開する。すなわち、Objections と、Motions to Strike に関する研究を行う。具体的には、研究文献を検討するほか、いくつかのアメリカ法における判例を分析し、その具体的な手続きにおける役割、効果などの手続的意義について検証する。さらにより具体的な例示の一つとして、証拠の関連性の聴聞に関する議論として、アメリカで近年話題となっている、目撃証言の許容性 (admissibility) に関する議論を追う。

(3) 以上のようなアメリカ法の分析と、わが国の議論状況を研究することを前提としたうえで、上訴審 (特に、控訴審) の役割について、検討を加える。裁判員制度の導入により、集中的な審理、わかりやすい裁判の実現などが目指されてきたが、当初、裁判員制度の導入は、わが国の刑事訴訟における上訴制度、とりわけ、控訴審のあり方について、現状を維持することが前提とされてきたと考えられている。そこで、これまで裁判員制度の下での控訴審のあり方について、かならずしも十分な議論が尽くされてこなかったところがある。

一方、近年では、裁判員裁判による判断を

尊重すべきとの関係者間での意見も強くなり、控訴審の役割について、いくつか注目される最高裁判例が登場し、その役割の具体的なあり方についても、議論されつつあるのが現状となっている。そこで、こうした状況を踏まえつつ、具体的な問題として、争点の絞り込みや、弁護懈怠など、様々な理由から、十分な証拠調べができない場合の対応をどのようにすべきかが、わが国の刑事訴訟の抱える大きな課題であると考えられる。そこで、この問題を検討する手がかりとして重要な論点である、公判前整理手続終結後の証拠請求制限について、検証を加えることとする。具体的には、この論点に関する判例が、いくつか登場しつつある。そこで、その実務上の運用を、判例分析を行いながら、同問題について検証することとする。

このように、前述してきた分野の分析を踏まえながら、当事者主義訴訟を実践しているアメリカ法の上訴審の機能について、分析することが第二の課題である。具体的には、アメリカの上訴審（Appellate Court）に関する審査機能の研究を行う。まずは、その特徴を把握するとともに、特に、有効な弁護を受ける権利が侵害されたとして争われる場合の、審査が可能となる基準についてのルールを検証する。そして、そのルールの把握とともに、審査に及ばないとする制限のルールとして、doctrine of preservation という法理、すなわち、公判裁判所で主張されなかった争点について審査しない、という法理がある。逆に言うと、この制限ルールにかからないために、両当事者の法律家は、何らかの訴訟行為を行うことが求められていて、Motions in Limine もその一つの重要な役割を演じている側面があると考えられる。そこで、この法理についても、検証を加えることとする。

4. 研究成果

以上のような研究方法に基づいて、これまでのところ、次のような研究成果を明らかにすることができた。

まず、(1)については、わが国の公判前整理手続については、近年、その運用について様々な課題が指摘されつつある。第一は、公判前整理手続の長期化である。長期化の理由は、様々な理由が分析・議論されているが、最も重要な視点としては、法曹三者で、共通のイメージが共有されていないということが挙げられる。この点で、判例法における公判前整理手続に向けた指針が整いつつある。最高裁平成 21 年 10 月 16 日判決は、その先鞭を築いた判例であるが、当事者主義という理念を一つの柱としつつ、裁判所の釈明義務については消極的立場を示したということが言える。しかし、その内容はあくまでも事例判断であり、具体的なメッセージはあまり示されていない。また、最高裁平成 26 年 3 月 10 日決定は、公判前整理手続の在り方について、より充実した公判活動について

注意を促す指摘（補足意見）があったものの、それ以上のものが指摘されているわけではなかったと言える。このように、公判前整理手続の在り方については、判例はなお流動的であり、適切な手続形成であるとはまではいうことは難しく、どちらかと言えば、裁判所の関与をより積極的に促す可能性も見られることが明らかとされた。

しかしそのような傾向は、本来の準備手続像とは乖離することとなる。一方、現状では公判前整理手続に過度の比重がかかっているとはいえ、あるべき公判前整理手続の理念をより鮮明に理論化することが望ましく、そのイメージが実務で共有されることが望ましいことになる。例えば、この点で、争点整理における裁判所の関与について検討してみると、現在の実務においては、争点整理に、やや積極的に関与していく学説が増えつつあるといえる。しかし、本来の準備手続の理念からすれば、当事者主義が尊重され、手続的公正さが求められることになるため、その傾向は本来の準備手続像からのかい離を意味することとなる。同様に、証拠を厳選していくという方向性の議論も華やかになりつつあるのが現状であるが、特に証拠の「必要性」についての議論がさらに強調されつつあるのが現状である。しかし、アメリカ証拠法の議論を紐解くと、細かく関連性の議論として、手続が精査されつつあり、むしろそれは明確なルールに基づいて裁判所が判断するという手続の確立と判断基準の明確化を意味することになっている。これも、公判前整理手続の在り方、証拠の関連性についての審理の手続について検討する際に、示唆に富む事柄である。

このように分析した結果、公判前整理手続きについては、手続原理に基づくその限界を理解していくこと、すなわち、「公判前整理手続の手続的規制」が求められていると言えるであろう。具体的には、証拠の必要性の概念ではなく、証拠の関連性の概念を発展させ、それに応じた手続審理方法を模索することが挙げられるであろう。証拠の関連性については、現在は、裁判員と裁判官が両者が行うことが推奨されているが、より緻密に考えると、裁判官が時間をかけてじっくり別に審理する手続構造が望ましい。一方で、争点形成についても裁判所の関与は手続理念から乖離するが、弁護権保障の観点から、後見的な裁判所の役割も検証する必要がある。すなわち、手続的要請としては、適正手続保障としての有効な弁護を受ける権利の侵害事案の場合には、そのことを明確にわかる形で手続論の中に位置づけることが必要ではないか、との示唆を得るに至っている。以上の研究成果は、「公判前整理手続の手続的規制」と題して、論文として公刊した。

次に(2)については、アメリカの証拠の関連性に関する手続形成についての議論を、検討することができた。すなわち、アメリカで

は、様々な申立て(motion)が行われていて、証拠の関連性をその申立てで詳しく議論している。その一つである目撃証言の許容性については、わが国では、証拠能力に関する議論よりも、証拠の信用性(証明力)の議論が主流であるが、アメリカでは、自白などとともに、目撃証言の証拠能力自体を論ずる方向性にある。アメリカでは、1960年代に目撃証言の面通手続に弁護人依頼権を保障する判決が出され、1970年代までにかけて次のような構造が確立された。すなわち、第一に、事実審裁判所は、公判前の同一性識別が不必要に暗示的で(unnecessarily suggestive)あるかどうか、判断するために、全体の状況(totality of circumstances)を審査しなければならない。そして、第二に、公判前の同一性識別が暗示的であるため、それが誤識別の実質的可能性を作りだしているかどうかを判断しなければならない。このような判例法理が確立されていった結果、さらにその評価される要因として、目撃者が犯行現場に犯人を視認する機会、目撃者の注意の程度、目撃者の犯人に関する以前の描写の正確性、対面のとき目撃者によって示された確信度の程度、犯罪と対面との間にかかった時間である、とされていった。しかし、これらの法理では、十分に目撃証言を裁判の証拠として審査することが可能なのか、疑問が提起されていて、特に1980年代以降に急速に目撃証言の心理学的研究が発展していったことを契機に、ここ最近、より公判前聴聞で、綿密に審査することが必要であるという論調が強くなり、最近になって、注目すべき判例が登場するに至った。この判例、すなわち、State v. Henderson, 27 A.3d 872 (N.J., 2011)では、これまでの法理から一転して、心理学的研究を精査し、より斬新かつ綿密に、証拠の関連性を評価するものとして、目撃証言の許容性について、次のように判示した。すなわち、公判前聴聞を開催するためには、被告人に、誤った同一性識別を導く暗示性についての証拠を示す負担がある。証拠は、一般的には、制度変数(すなわち、心理学的研究から導きだされたポイント)と結び付けられねばならない。州側は、提出されている目撃者による識別が信頼できることを、制度変数、評価者変数を明らかにして、証明しなければならない。しかし、裁判所は、被告人による最初の暗示性についての申立てに理由がないと証言からわかった場合には、いつでも聴聞を終えることができる。最終的に、被告人に、修繕できない誤識別の実質的可能性を証明する負担が残されている。そうするために、被告人は、目撃者と警察官を反対尋問でき、制度変数と評価者変数に繋がる証人や関連する証拠を提出することができる。提出された証拠を評価した後、裁判所は、総合的な事情から、被告人が修繕できない誤識別の実質的可能性を示したと判断した場合には、裁判所は同一性識別証拠を排除する。

証拠が許容される場合には、裁判所は、適切かつ適切な陪審説示を提供する。以上のように判示し、判例は、詳細な心理学的知見である「変数」を列挙したのである。

このようなアメリカの判例法における議論を見てみると、わが国であまり議論されていない目撃証言について、積極的にその許容性判断について、新たな学術研究を参照しつつ手続形成し、その実質を議論していく過程を見ることができる。このような動きは、証拠の関連性についての手続の具体像を明らかにしているとともに、そのような議論が、わが国においては活発になされていないことを明らかにしている。証拠の関連性の判断過程と事実認定の判断過程を相対的にあまり明確にしてこなかったわが国の公判前整理手続の議論に対して、大いに示唆的であることが明らかである。

特に、このような手続形成のプロセスは、当事者の主張に基づいて形作られていることが重要な意義として見出される。さらに、陪審の事実審理とは、明確に区別されているので、証拠の許容性についても、別に十分な審理が可能である。そして、アメリカでは、それこそが、準備手続として実質的役割を果たしているということができる。何より、当事者の主張が実質的に議論されることによって、単純な時間的限定による主張制限を受ける可能性が低いことを挙げるができるであろう。このような示唆を得るべくアメリカの動向を中心に明らかにしたものとして、以上の研究成果の一部として、「目撃供述の信頼性とその収集の手続化 - アメリカ法の新動向を中心として -」を、論文として公刊することができた。

(3)については、争点の絞り込みや、弁護懈怠など、十分な証拠調べができない場合の対応を問題関心として、公判前整理手続終了後の証拠請求制限に関する実務上の運用を検証した。その結果、刑事訴訟法 316 条の 32 の「やむを得ない事由」の解釈については、通説は、次のように理解されている。すなわち、証拠請求が 不知の場合、物理的不能の場合、心理的不能の場合に、「やむを得ない事由」であったと理解される。さらに、同法 2 項により、それに該当しない場合でも、裁判所による職権証拠調べの可能性が(いわゆる「必要と認めるとき」に該当する場合)が残されている。2 項に該当するときには、新たな証拠を請求するに至った経緯、相手方当事者に及ぼす影響や審理予定に与える影響の大小、その証拠が証明しようとする事実が事件の帰すうに与える影響の大小、事案の重大性等が考慮されるとするのが通説である。こうした通説の内容についての批判があるものの、証拠請求制限についての議論であって、同法から主張制限も含まれるという学説は、ほとんどないと言ってよい。判例分析からも、判例法理は、ほぼこのような通説に沿った展開を示していることが、明らかにな

った。そして、証拠請求制限については、物理的不能に該当する事例では、ほぼ当事者の請求が認められ、心理的不能に該当する事例では、当事者の主張が認められることが難しい状況にある。しかし、事案の重大性などから、2 項で救われるパターンが多いことも、判例分析から読み取ることができる。

こうした現状を前提とする課題は、被告人側からの請求が、本来であれば、重要であるのに裁判所が軽視し、結果として裁判の結論に支障を来すことについての懸念である。この点の懸念は、心理的不能の場面で考えられることになるが、実際の救済は、この場合ではなく、316 条の 32 第 2 項による裁判所の職権による判断に委ねられて、救済される傾向にあり、権利保障の安全装置として十分であるとは言い切れない問題が残されている。そこで、同法 1 項の心理的不能の場面には、再考の余地が残されている。そこで、このような場合、理論的にはむしろ適正手続の保障の見地から、有効な弁護を受ける権利が侵害されていると思われる場合には、心理的不能の場面であっても、より積極的にそれを是正する必要があり、このことが「やむを得ない事由」に該当するよう法解釈すべきではないか、という結論に至り、その法理を構成することを検証している。

一方、主張制限については、近時、最高裁判平成 27 年 5 月 25 日決定が、刑訴法 295 条 1 項の中でその可能性を認める趣旨を明らかにした。この判例を分析すると、そもそも、主張制限を認める趣旨を否定した刑訴法 316 条の 32 の立法趣旨と相いれないこと、295 条 1 項の条文の文言について、解釈的にやや強引な帰結となり得るのではないかと、といった問題点を分析するに至っている。判例の趣旨は、アリバイ主張について、公判前整理手続段階において、被告人側の協力義務を引き出そうとしているところにあり、それが準備手続の在り方についての一定のメッセージを提供していることになる。しかし、アリバイ主張については、むしろ本来であれば主張できたはずなのに、十分に主張できなかった被告人側をいかに救済するかこそ、力点が置かれるべきではないか、という視点から、理論的な再検証を試みている。

以上をまとめると、証拠請求制限の法理についても、過度に証拠請求制限を行うことは公判前整理手続の本来の機能を損なうことになり、何より適正手続の観点から妥当ではない。むしろ、弁護権保障の観点から、条文を解釈することが望ましい。そして、このような議論は、アメリカの上訴審で争われる「不十分弁護の抗弁」に着想を得たものである。不十分弁護の抗弁は、弁護人の援助を受ける権利が侵害されたとして、被告人側が弁護権侵害を主張して、裁判の結果について争う手法である。近時は、制度的欠陥を争う場合もあれば、答弁取引の場面においても積極的にその主張が認められる連邦最高裁の判

例が登場しつつある。これらの動向についても、その成果を、「アメリカの刑事弁護」などの論文の中で公表することができた。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 4 件)

岡田悦典、「公判前整理手続の手続的規制」、南山法学、査読無、38 巻 3=4 号、2015 年、87 - 114 頁

岡田悦典、「アメリカの刑事弁護」、後藤昭ほか編『刑事弁護の歴史的展開』(第一法規)、査読無、2014 年、333 - 358 頁

岡田悦典、「Laflier v. Cooper, 132 S.Ct. 1376 (2012)」、アメリカ法、査読有、2013 - 1、2013 年、179 - 184 頁

岡田悦典、「目撃供述の許容性とその収集の手続化—アメリカ法の新動向を中心として—」、『改革期の刑事法理論・福井厚先生古稀記念論文集』(法律文化社)所収、査読無、2013 年、345 - 369 頁

[学会発表](計 1 件)

岡田悦典、「公判前整理手続の手続的規制」、日本刑法学会名古屋部会、2014 年 10 月 4 日、名古屋大学(愛知県名古屋市)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

岡田悦典(OKADA, Yoshinori)

南山大学・法学部・教授

研究者番号：60301074